

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

渡人・受人双方の捺印を押印願います

令和 ●年 ●月 ●日

認印可

埼玉県知事 ● ● ● ● 様

譲受人/借受人 氏名 埼玉 二郎

譲渡人/貸渡人 氏名 埼玉 三郎

いずれかを○で囲ってください

下記によって転用のため農地、(指)

土地登記簿全部事項証明書に記載された住所と異なる場合は、転居の履歴が分かる住民票等を添付する必要があります。

1. 当事者住所等	当事者の別	氏 名	住 所	職 業	連絡先 (平日、日中に連絡が取れる電話番号)						
	譲受人/借受人	埼玉 二郎	飯能市大字岩沢●●番地5	会社員	000-0000-0000						
	譲渡人/貸渡人	埼玉 三郎	飯能市大字笠縫●●番地1	農業	000-0000-0000						
2. 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名又は名称						
	飯能市大字双柳字●●	123-1	畑 畑	300	借権 埼玉 四郎						
以下余白 添付書類でもある土地課税名寄台帳で現況課税を確認願います。現況課税が「田」「畑」以外は、現況是正の無い申請はできません。また、現況課税が「田」「畑」であっても、実際の現況が異なる場合は、現況是正が必要です。											
計		300㎡ (田 ㎡ 畑 300㎡)		畑300㎡、雑種地100㎡に自己用住宅を建築する場合は、「土地造成」には400㎡と記載。畑300㎡、雑種地100㎡に自己用住宅を建築する場合							
3. 転用計画	(1) 転用の目的	分家住宅用地		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	—年—月—日から—年開		別紙理由書のとおり							
	工事計画	第1期(着工●年●月●日から●年●月●日まで)		第2期(着工●年●月●日から●年●月●日まで)		合 計					
		名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)
土地造成			400				19.14				400
建築物	居宅	1棟	46.55	46.55	倉庫	1棟	19.14	19.14	2棟	65.69	65.69
小計		1棟	46.55	46.55		1棟	19.14	19.14	2棟	65.69	65.69
工作物											
小計											
計		1棟	46.55	400		1棟	19.14	19.14	2棟	65.69	400
4. 権利を設定移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他					
	所有権	設定 移転		許可あり次第	永久						
5. 資金調達についての計画		別紙資金計画書のとおり。									
6. 転用することによって生ずる付近の土地、建物、家畜等の被害防除施設の概要		付近に被害のおそれはありません。万が一被害が生じた際には当方で責任をもって対応します。雨水、排水は敷地内で集水し、公共下水道へ放流する。(〇〇課と協議済) 土地造成は盛土工事を行い、東側農地より30cm高くなるが、コンクリート擁壁を設置し、土砂、雨水の流出を防止する。(隣地農業者には説明し了解済み)									
7. その他の参考となるべき事項		飯能市大字双柳字●●100-3(地目:雑種地、面積:100㎡)と一体利用。合計面積400㎡。 都市計画法第29条第1項の開発許可申請 令和●年●月●日 都市計画法第34条11号に該当 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外申出 農業振興課 令和●年●月●日計画変更									

(記載要領)

- 申請者が法人である場合は、譲渡人が2人以上である場合は、この場合の別紙の様式を添付してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域」の別紙の様式を添付してください。
- 「転用の時期及び転用の目的」欄は、工事計画が分かれている場合は、その別紙工事計画を別紙で記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 当該申請に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合(上記5を除く。)には、法令の手続きの名称、法令を所管する行政機関の名称(担当課番号)及び手続きの進捗状況を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

他と土地と一体事業とする場合は、合計面積を記入してください。土地利用計画図での記載面積と一致する必要があります。関係法令の許可の有無等についても記載してください。

(添付書類)

1. 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
2. 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
3. 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
4. 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
5. 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
6. 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
7. 前項ただし書の規定により遅滞しないで申請書を提出する場合にあっては、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面
8. その他参考となるべき書類

(本人確認に係る留意事項)

1. 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。)
【1点でよいもの(官公署が発行した顔写真付き身分証明書)※1】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの(官公署が発行した本人の氏名及び住所が記載されたもの)※2】
健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書等
2. 代理人が持参する場合や郵送等による場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
上記※1に掲げる書類の写し
上記※1の書類を添付することができない場合、上記※2に掲げる書類のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付書類1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

(その他留意点)

1. 添付を求めない他法令の許可状況等について、法令を所管する行政機関へ確認する場合があります。

記載例(一時転用)

埼玉県知事 ● ● ● ● 様

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

渡人・受人双方の捺印を押印願います

令和 ●年 ●月 ●日
 印 印
 認印可
 印 印

いずれかを○で囲ってください

譲受人/借受人 氏名 埼玉 二郎

譲渡人/貸渡人 氏名 埼玉 三郎

下記によって転用のため農地、(抄)

土地登記簿全部事項証明書に記載された住所と異なる場合は、転居の履歴が分かる住民票等を添付する必要があります。

1. 当事者住所等	当事者の別	氏名	住所	職業	連絡先 (平日、日中に連絡が取れる電話番号)						
	譲受人/借受人	埼玉 二郎	飯能市大字岩沢●●番地5	会社員	000-0000-0000						
	譲渡人/貸渡人	埼玉 三郎	飯能市大字笠縫●●番地1	農業	000-0000-0000						
2. 許可をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名 又は名称						
	飯能市大字双柳字●●	123-1	畑 畑	300	賃借権 埼玉 四郎						
以下余白	添付書類でもある土地課税名寄台帳で現況課税を確認願います。現況課税が「田」「畑」以外は、現況是正の無い申請はできません。また、現況課税が「田」「畑」であっても、実際の現況が異なる場合は、現況是正が必要です。										
計	300㎡ (田 ㎡ 畑 300㎡)		畑300㎡、雑種地100㎡に自己用住宅を建築する場合は、「土地造成」には400㎡と記載。畑300㎡、雑種地100㎡に自己用住宅を建築する場合								
3. 転用計画	(1) 転用の目的	一時転用		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由書のとおり							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	●年●月●日から●年●月●日まで 許可あり 次 第 3年間									
	工事計画	第1期(着工●年●月●日から●年●月●日まで)		第2期(着工●年●月●日から●年●月●日まで)		合 計					
		名称	棟数	建築面積(㎡)	所要面積(㎡)	名称	棟数	建築面積(㎡)	所要面積(㎡)	棟数	建築面積(㎡)
	土地造成			400				19.14			400
	建築物	居宅	1棟	46.55	46.55	倉庫	1棟	19.14	19.14	2棟	65.69
小計		1棟	46.55	46.55		1棟	19.14	19.14	2棟	65.69	65.69
小計											
計		1棟	46.55	400		1棟	19.14	19.14	2棟	65.69	400
4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他					
	使用貸借権・賃借権	設定 移転		許可後	●●年						
5. 資金調達についての計画	別紙資金計画書のとおり。										
6. 転用することによって生ずる付近の土地、建物、家畜等の被害防除施設の概要	付近に被害のおそれはありません。万が一被害が生じた際には当方で責任をもって対応します。雨水、排水は敷地内で集水し、公共下水道へ放流する。(〇〇課と協議済) 土地造成は盛土工事を行い、東側農地より30cm高くなるが、コンクリート擁壁を設置し、土砂、雨水の流出を防止する。(隣地農業者には説明し了解済み)										
7. その他の参考となるべき事項	飯能市大字双柳字●●100-3(地目:雑種地、面積:100㎡)と一体利用。合計面積400㎡。 都市計画法第29条第1項の開発許可申請 令和●年●月●日 都市計画法第34条11号に該当 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外申出 農業振興課 令和●年●月●日計画変更										

(記載要領)

- 申請者が法人である場合
- 譲渡人が2人以上である場合は、この場合の別紙の様式を添付してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域」の所在を記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的」欄には、工事計画が定められている場合は、工事計画を別紙として添付してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 当該申請に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合(上記5を除く。)には、法令の手続きの名称、法令を所管する行政機関の名称(担当課所名)及び手続きの進捗状況を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

他と土地と一体事業とする場合は、合計面積を記入してください。土地利用計画図での記載面積と一致する必要があります。関係法令の許可の有無等についても記載してください。

(添付書類)

1. 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
2. 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
3. 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
4. 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
5. 申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
6. 申請に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
7. 前項ただし書の規定により遅滞しないで申請書を提出する場合にあっては、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面
8. その他参考となるべき書類

(本人確認に係る留意事項)

1. 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。)
【1点でよいもの(官公署が発行した顔写真付き身分証明書)※1】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの(官公署が発行した本人の氏名及び住所が記載されたもの)※2】
健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書等
2. 代理人を持参する場合や郵送等による場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
上記※1に掲げる書類の写し
上記※1の書類を添付することができない場合、上記※2に掲げる書類のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付書類1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

(その他留意点)

1. 添付を求めない他法令の許可状況等について、法令を所管する行政機関へ確認する場合があります。